確認検査業務規程

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この確認検査業務規程(以下「規程」という。)は、一般財団法人日本建築総合試験所(以下「当法人」という。)が、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第77条の18から法第77条の21までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務(以下「確認検査の業務」という。)の実施について、法第77条の27の規定に基づき必要な事項を定める。なお、この規程(第15条第1項及び第21条を除く。)は、当法人が国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の確認検査を行う場合に準用する。

(用語の定義)

- **第2条** この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 補助員:確認検査の補助的な業務を行う職員をいう。
 - (2) 確認検査員等:確認検査員及び副確認検査員並びに補助員をいう。
 - (3) 役員:建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。) 第 136 条の2の14 第1 項第2 号に規定する役員をいう。
 - (4) 親族:配偶者並びに一親等の血族及び姻族をいう。
 - (5) 親会社等: 法第77条の19第11号に規定する親会社等をいう。
 - (6) 特定支配関係:令第136条の2の14に規定する特定支配関係をいう。
 - (7) 制限業種:次に掲げる業種のうち建築物又はその敷地に係るもの(国、都道府県及び市町村の建築物又はその敷地並びにこれらの機関から業務実施の要請があった建築物又はその敷地に係るものを除く。)をいう。
 - イ 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及 びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物又はその敷地に関する調査、鑑定業 務は除く。)
 - 口 建設業
 - ハ 不動産業 (土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管 理業を含む。)
 - ニ 昇降機の製造及び供給業
 - (8) センター長: 当法人の評価判定センターのセンター長をいう。
 - (9) 署名等:「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」(平成 14 年法律 第 151 号。以下「デジタル行政推進法」という。)第3条第1項第6号に規定する署 名等をいう。
 - (10) 電磁的記録: デジタル行政推進法第3条第1項7号に規定する電磁的記録をいう。
 - (11) 電子情報処理組織:当法人の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同 じ。)と申請等をする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情 報処理組織をいう。
 - (12) 電子申請:デジタル行政推進法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情

第2章 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方針及び体制

第1節 方針・運営及び権限と責任

(確認検査の業務実施の基本方針)

- 第3条 当法人は、法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、法第18条の3に基づく確認審査等に関する指針(平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針」という。)、その他関係法令並びにこの規程の要件に従うとともに、公共の福祉の増進に資する確認検査の業務の使命に鑑み、確認検査の業務を公正かつ適確に実施するものとする。
- 2 センター長は、毎年度、確認検査の業務が公正かつ適確に行われるようにするため、 目標の設定及び見直しのための枠組み、これらを事務所内で共有する方法等について方 針(以下「確認検査業務実施方針」という。)として定め、確認検査の業務に従事する職 員(確認検査員又は副確認検査員並びに非常勤職員を含む。以下同じ。)に周知する。

(確認検査業務管理体制の運営、責任と権限)

- 第4条 センター長は、確認検査の業務の指定区分及び業務区域並びに業務量見込みに応じて、この規程に従って業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、その実行のために必要な規則(以下「確認検査業務管理規則」という。)を定め、職員に周知し、実施させる。
- 2 確認検査業務管理規則には、少なくとも次に掲げる事項について、その実施に必要な 事項を定める。
 - (1) 確認検査業務管理体制の見直し
 - (2) 苦情等事務処理
 - (3) 内部監査
 - (4) 不適格案件管理
 - (5) 再発防止措置
 - (6) 秘密の保持
- 3 理事長は、当法人が行う確認検査の業務の品質保証を担当する役員として、確認検査 業務管理責任者を任命する。
- 4 確認検査の業務の実施に係る最高責任者は理事長とし、確認検査業務管理責任者が確認検査の業務に係る管理の責任と権限をもつ。

(確認検査業務管理体制の見直し)

第5条 センター長は、当法人の確認検査業務管理体制が引き続き適切、妥当で、かつ効果的であることを確実にするために、年1回、次事業年度の開始前までに、定期的に確認検査業務管理体制の見直しを行う。また当法人及び当法人の業務をとりまく環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結果、外部からの要求等により必要と判断した場合には、随時、確認検査業務管理体制の見直しを行う。

2 確認検査の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするために、確認検査業務管理体制を継続的に改善する。

(確認検査の業務の組織体制)

- 第6条 センター長は、確認検査の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするため、 申請に係る建築物の規模や用途、職員の構成に応じた確認検査の組織体制を構築する。
- 2 確認検査の業務は、他の業務(判定及び建築物の検査等に関する業務を除く。)と独立 した部署で行う。
- **3** 確認検査の業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨と し、不正の行為のないようにしなければならない。
- **4** 確認検査業務管理責任者は、職員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための措置を講ずるものとする。

第2節 確認検査の業務の手順

(確認検査の業務の方法)

- 第7条 確認検査の業務が、この規程に従って常に公正かつ適確に行われることを確実にするため、センター長は、確認検査の具体的な手順その他確認検査の業務の実施に必要な全ての事項を含む確認検査業務実施マニュアル(以下「マニュアル」という。)を定め、これに従い確認検査員等に確認検査の業務を実施させる。
- **2** マニュアルには、建築基準関係規定への適合の確認、検査の具体的な方法及びこれが 行われたことがその全過程を通じて追跡、確認できる方法を定める。
- **3** センター長は、マニュアルを最新の状態に維持し、確認検査員等がいつでも利用できるよう徹底する。

(建築基準関係規定の改正等に伴う措置)

第7条の2 確認検査業務管理責任者は、建築基準関係規定の改正、国土交通大臣等及び 特定行政庁等からの指示・連絡等に係る文書(都市計画の決定及び変更の通知を含む。) を収集・保存するとともに、職員に周知・徹底するものとする。

(判断するための根拠資料及び対応方法)

- 第7条の3 確認検査員又は副確認検査員は、建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断するため、次に掲げるものを根拠資料とし、これに基づき審査するものとする。
 - (1) 前条の文書
 - (2) 建築基準関係規定の解釈等について特定行政庁が公表している情報又は発行している資料
 - (3) 都市計画に関する状況等(道路種別を含む。)について地方公共団体が公表している情報又は発行している資料
- 2 確認検査員又は副確認検査員は、前項の根拠資料では建築基準関係規定の解釈、都市 計画に関する状況等を明確に判断できない場合は、次に掲げる対応方法により審査する ものとする。

- (1) 建築基準関係規定の解釈等についての法第 77 条の 32 第1項の特定行政庁への照 会
- (2) 都市計画に関する状況等(道路種別を含む。)についての地方公共団体への照会

第3節 確認検査の業務に関する書類の管理

(図書及び書類の持ち出しに係る報告)

第8条 役員及び職員は、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号。以下「指定機関省令」という。)第29条第1項に規定する図書及び書類(複写したものを含む。)を執務室等の外に持ち出そうとするときは、これらの図書及び書類の管理者に、持ち出す目的及び持ち出す先を報告するとともに、持ち帰ったときはその旨を管理者に報告するものとする。

(確認検査の業務に関する書類の管理に係る別の定め)

第8条の2 センター長は、確認検査の業務に関する書類(確認検査の業務の実施の過程で行われた建築主との打合せ等に関する書類を含む。第8条の4及び第8条の6において「記録」という。)の管理(保存、閲覧、廃棄等の方法を含む。)について別に定める。

(確認検査の業務に関する書類の保存期間)

第8条の3 法第77条の29第2項に規定する書類(指定機関省令第29条第2項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は、当該建築物又は工作物に係る法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認済証(計画の変更に係るものを除く。)の交付の日から15年間保存する。

(総括記録管理者の設置)

- 第8条の4 評価判定センターに、記録等(帳簿及び記録をいう。次条において同じ。)の 管理の総括責任者として、総括記録管理者1名を置く。
- 2 総括記録管理者は、第4条第3項に規定する確認検査業務管理責任者をもって充てる。

(記録管理者の設置)

- 第8条の5 総括記録管理者は、記録等の管理の実施責任者として、記録管理者を指名する。
- 2 記録管理者は、確認検査の業務を行う事務所にそれぞれ1名を置く。

(記録管理簿の調製)

- 第8条の6 総括記録管理者は、記録を適切に保存するため、記録管理簿を調製し、記録 管理者に記載させる。
- 2 記録管理簿には、少なくとも次に掲げる事項を記載する。
 - (1) 保存場所
 - (2) 保存期間の満了する日

第4節 要員及び服務

(確認検査員又は副確認検査員の選任)

- 第9条 センター長は、確認検査の業務を実施させるため、3名以上の確認検査員又は副 確認検査員を選任する。
- 2 前項の確認検査員又は副確認検査員の数は、前年度の確認、中間検査、完了検査及び 仮使用認定の実績に応じ、指定機関省令第 16 条の規定により必要とされる人数以上と なるように毎年度見直しを行う。
- 3 前2項の規定に関わらず、センター長は、確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の申請件数の増加が見込まれる場合にあっては、すみやかに、新たな確認検査員又は副確認検査員(非常勤の確認検査員又は副確認検査員を含む。)を雇用する等の適切な措置を講ずる。

(確認検査員又は副確認検査員の解任)

- 第 10 条 センター長は、確認検査員又は副確認検査員が次の各号のいずれかに該当する 場合は、その確認検査員又は副確認検査員を解任する。
 - (1) 法第77条の20第5号の規定に適合しなくなったとき。
 - (2) 法第77条の62の規定により国土交通大臣の建築基準適合判定資格者登録の消除があったとき。
 - (3) 前号のほか、職務上の業務違反その他確認検査員又は副確認検査員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (4) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(確認検査員又は副確認検査員の配置)

- 第 11 条 確認検査の業務に従事する職員を、第 9 条の確認検査員又は副確認検査員を含め、3 名以上配置する。
- 2 センター長は、第9条第2項又は第3項の規定に基づく処置を行った場合には、見込まれる業務量を適正に処理できるよう、職員の配置を見直す。

(確認検査員等の身分証の携帯)

- 第12条 確認検査員等が、建築物等、建築物等の敷地又は建築工事場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 2 前項の身分証の様式は、附属文書別記様式 BCI-01 による。

第3章 確認検査の業務の実施方法等

第1節 一般

(確認検査の業務を行う時間及び休日)

- 第13条 確認検査の業務を行う時間は、休日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時 から午後5時15分までとする。
- 2 前項の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日並びに土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (4) 当法人が特に定める日
- 3 第1項の確認検査の業務を行う時間及び前項の休日の規定については、緊急を要する 場合又は事前に当法人と建築主との間において確認検査の業務を行うための日時の調 整が整った場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地及びその業務区域)

- 第14条 確認検査の業務の業務区域は福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛 県、高知県及び福岡県の全域とする。
- 2 事務所の所在地は、大阪市中央区内本町2丁目4番7号とする。

(確認検査の業務の範囲)

- 第15条 確認検査の業務を行う範囲は、別紙「確認検査対象建築物等」(以下「対象建築物等」という。)に規定する建築確認等(法第6条の2第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認及び法第18条第4項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による審査をいう。)、中間検査(法第7条の4第1項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)及び法第18条第32項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)の検査をいう。)、完了検査(法第7条の2第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)及び法第18条第23項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の検査をいう。)及び仮使用認定(法第7条の6第1項第2号(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)及び法第18条第38項第2号(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)及び法第18条第38項第2号(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)及び法第18条第38項第2号(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定をいう。)とする。
- 2 法第87条第1項に規定する用途変更に係る確認にあっては、原則、当法人が法に規定する確認済証及び検査済証を交付した建築物に限る。ただし、当法人が、用途を変更しようとする前の建築物に係る指定機関省令第29条第1項で規定されている図書一式の提供を受け、審査上支障がないと認めた場合は、この限りではない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当法人は、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築 主である建築物等、第1号から第7号までに掲げる者が第2条第7号イからニまでに掲 げる業種に係る業務を行う建築物等その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼ すおそれがある者が関与する建築物等について、その確認検査の業務を行わない。
 - (1) 理事長、センター長又は確認検査業務管理責任者
 - (2) 前号に掲げる者が所属する企業、団体等(過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。)
 - (3) 第1号に掲げる者の親族
 - (4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等(過去2年間に所属していた企業、団

体等を含む。)

- (5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主(株主総会において決議をすることができる 事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。)又は総出 資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
- (6) 当法人の親会社等
- (7) 当法人又は当法人の親会社等が特定支配関係(令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。)を有する者
- 4 当法人は、法第77条の20第6号に定める指定構造計算適合性判定機関のほか、次のいずれかに該当する指定構造計算適合性判定機関に対してされた構造計算適合性判定の申請に係る建築物の計画について、確認をしてはならない。
 - (1) 理事長又は担当役員が所属する指定構造計算適合性判定機関(過去2年間に所属していた指定構造計算適合性判定機関を含む。)
 - (2) 理事長又は担当役員の親族が役員である指定構造計算適合性判定機関(過去2年間 に役員であった指定構造計算適合性判定機関を含む。)
 - (3) 理事長若しくは担当役員又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の 百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
 - (4) 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員(過去2年間に代表者又は担当役員であった者を含む。) が当法人に所属する場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
 - (5) 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員(過去2年間に代表者又は担当役員であった者を含む。)の親族が当法人の役員である場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
 - (6) 指定構造計算適合性判定機関の代表者若しくは担当役員又はこれらの者の親族が 当法人の総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している場合にあっては、 当該指定構造計算適合性判定機関
 - (7) 当法人が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算 適合性判定機関
 - (8) 当法人が特定支配関係を有する指定構造計算適合性判定機関
 - (9) 当法人の親会社等が特定支配関係 (令第136条の2の14第1項第3号に該当する 関係を除く。) を有する指定構造計算適合性判定機関
- 5 前2項の場合に該当するかどうかの確認は、確認検査業務管理責任者が前2項に掲げる者の一覧を作成し、職員が申請書類等と照合する方法により行う。
- 6 確認の業務の範囲(法第6条の3第1項ただし書きの規定による審査を行うか否かを 含む。)及び第4項の指定構造計算適合性判定機関については、ウェブサイトへの掲載そ の他適切な方法により公表を行う。

(確認検査の業務の処理期間)

第 16 条 当法人は、申請に係る建築物の規模や用途に応じた標準的な確認検査の業務の 処理期間を定め、提示する。

(確認の申請)

- 第17条 建築主は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下、「施行規則」という。)第1条の3、施行規則第2条の2又は施行規則第3条(これらの規定を施行規則第3条の3第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。)の規定による申請書に次に掲げる書類を添えて確認の申請を行うものとする。
 - (1) 次の通知書の写し(該当する場合に限る。):各2通
 - イ 施行規則第10条の4に規定する許可関係規定による特定行政庁の許可通知書
 - ロ 施行規則第10条の4の2に規定する認定関係規定並びに法第86条第1項又は第 2項及び法第86条の2第1項の規定による特定行政庁の認定通知書
 - ハ 法第86条の5第2項の規定による特定行政庁の認定取消通知書
 - (2) 法の規定に基づく条例の規定による地方公共団体の長の許可書及び認定書の写し (該当する場合に限る。): 2 通
 - (3) 地方公共団体が道路・敷地に関し証明書等を発行している場合は当該証明書等:1 通
 - (4) 当法人が確認審査において求めた書類等
- 2 当法人は、前項の申請において必要と認められる場合にあっては、前項の申請書および書類の追加提出を求めることができるものとする。
- 3 当該建築物の設計住宅性能評価を行った者又は長期使用構造等の確認を行った者が当 法人であり、建築主が同意する場合においては、当法人が保有する当該建築物の設計住 宅性能評価書若しくは長期使用構造等確認書又はその写しを施行規則第1条の3に規 定する図書に代えることができる。

(確認の引受及び契約)

- 第18条 当法人は、前条第1項の申請があったときは、次に掲げる事項について審査して これを引き受ける。
 - (1) 申請のあった建築物等が当法人の対象建築物等に合致する建築物等であること。
 - (2) 設計者が当該計画の設計資格を有し、かつ建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)の 規定に違反していないこと。
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (4) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。
 - (5) 第15条第3項及び第4項の規定に該当するものでないこと。
- 2 当法人は、前項の規定において、確認申請関係図書に不備を認めたときは補正を求め、 補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、確認申請関係図書を建築主に 返却する。
- 3 第1項により申請を引き受けた場合には、当法人は、建築主に引受承諾書(附属文書別記様式BCI-02)を交付する。この場合、建築主と当法人は別に定める「確認検査業務約款」(以下「業務約款」という。)に基づき契約を締結したものとする。
- 4 建築主が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、当法人は第1項の引受けを取り消すことができる。
- 5 当法人は、前4項の規定に関わらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に確認を実施することが困難な場合には、確認の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

- 第 19 条 前条の業務約款には、少なくとも次に掲げる事項を盛り込むこととする。
 - (1) 建築主は、当法人の請求があるときは、当法人の確認業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確に当法人に提供しなければならない旨の規定
 - (2) 建築主は、申請に係る計画に関し当法人がなした建築基準関係規定への適合性の疑義等に対し、追加検討書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の規定
 - (3) 当法人は、当法人の責めに帰することができない事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場合には、建築主に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる旨の規定
- 2 電子申請を実施する場合においては、前条の業務約款には、前項に加えて少なくとも 次の事項を盛り込むこととする。
 - (1) 確認済証又は適合しない旨の通知書の交付時における副本の交付方法及び当該交付方法については当法人と別途協議できる旨の規定
 - (2) 電子申請に係る電磁的記録が到達した時間に応じた確認検査の業務の開始に関する規定
 - (3) 電子申請に係る業務を行う事務所に関する規定

(確認の実施)

- 第20条 当法人は、確認申請を引き受けたときは、当該申請に係る計画が建築基準関係規 定に適合しているかどうかの審査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。
- 2 確認検査員又は副確認検査員は、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物等、第1号から第5号までに掲げる者が第2条第7号イから二までに掲げる業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、確認の業務を行わない。
 - (1) 当該確認検査員又は副確認検査員
 - (2) 第1号に掲げる者が所属する企業、団体等(過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。)
 - (3) 当該確認検査員又は副確認検査員の親族
 - (4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等(過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。)
 - (5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有 している企業、団体等
- 3 確認検査員又は副確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、確認申請関係図書を もって、第1項の審査を行う。この場合、必要に応じ、建築主に説明等を求めることと する。
- 4 当法人は、法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに施行規 則第3条の12に規定する図書及び書類(以下「適合判定通知書等」という。)の提出を 受ける前においては、次に定めるところによることとする。
 - (1) 都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関(以下「都道府県知事等」という。) から施行規則第3条の8(施行規則第3条の10において準用する場合を含む。次項第

- 1号において同じ。)の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該 事項の内容を確かめ、これに留意して審査し、及び当該通知をした都道府県知事等に 対して、当該事項に対する回答を行う。
- (2) 申請に係る建築物の計画について都道府県知事等が指針別表(に)欄に掲げる判定 すべき事項の審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときは、施行規則 第1条の4(施行規則第3条の3第1項において準用する場合を含む。)の規定により 当該計画について判定の申請を受けた都道府県知事等に対して、当該事項の内容を通 知する。
- 5 当法人は、適合判定通知書等の提出を受けた後においては、次に定めるところによる こととする。
 - (1) 都道府県知事等から施行規則第3条の8の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査する。
 - (2) 申請に係る建築物の確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、適合判定通知書を交付した都道府県知事等に照会をする。
- 6 当法人は、建築主から当該建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「省 エネ適判」という。)の結果を記載した適合判定通知書(以下「省エネ適判通知書」とい う。)又はその写し、及び当該省エネ適判を受けた計画書の副本又はその写しの提出を受 けるに当たり、当該省エネ適判を行った者が当法人であり、建築主が同意する場合にお いては、当法人が保有する当該建築物の省エネ適判通知書又はその写し、及び省エネ適 判を受けた計画書の副本又はその写しをもって代えることができる。
- 7 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備 審査等の補助的な業務のみを行い、確認を行わない。

(消防長等の同意等)

- 第21条 当法人は、法第93条第1項の規定に基づき、消防長(消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。)又は消防署長(以下「消防長等」という。)の同意を求める場合には、法第93条第1項の規定による消防同意依頼書(附属文書別記様式BCI-03)に、建築主から提出された図書及び書類を添えて行う。
- 2 当法人は、法第93条第4項の規定に基づき、法第6条の2第1項(法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請を受けて、消防長等に対して通知を行う場合には、確認申請の引受後、遅滞なく法第93条第4項の規定による通知書(附属文書別記様式BCI-04)に、建築計画概要書(施行規則別記第3号様式。法第87条の2においては、確認申請書(昇降機以外の建築設備)(施行規則別記第8号様式)の第2面)を添えて行う。
- 3 当法人は、法第93条第4項の規定に基づき、法第18条第4項(法第87条第1項又は 法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けて、消防長等に 対して通知を行う場合には、通知の引受後、遅滞なく附属文書別記様式BCI-04-2に、建 築主から提出された図書及び書類を添えて行う。
- 4 前3項の規定によらない場合には、当法人は事前に消防長等と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(保健所通知)

- 第22条 当法人は、法第93条第5項の規定に基づき、保健所長に通知を行う場合には、確認申請の引受後、遅滞なく法第93条第5項の規定による通知書(屎尿浄化槽にあっては附属文書別記様式BCI-05、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物に該当する建築物にあっては附属文書別記様式BCI-06)により行う。
- **2** 前項の規定によらない場合には、当法人は事前に保健所長と協議し、合意を得られた 方法にて行う。

(確認済証の交付等)

- 第23条 当法人は、建築主に対し、第20条の審査の結果、申請に係る計画が、建築基準関係規定に適合することを確認したときにあっては確認済証(施行規則別記第15号様式)を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあっては法第6条の2第9項の規定による適合しない旨の通知書(施行規則別記第15号の2様式)を、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないときにあっては法第6条の2第9項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(施行規則別記第15号の3様式)を、それぞれ交付する。
- 2 前項に規定する確認済証又は適合しない旨の通知書の交付は、確認申請関係図書のう ち確認に要したもの1部を添えて行う。

(確認の申請の取り下げ)

- 第24条 建築主は、建築主の都合により確認済証の交付前に確認の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届(附属文書別記様式 BCI-07)を当法人に提出する。
- 2 当法人は、前項の届出があったときは、審査を中止し、提出された確認申請関係図書 を建築主に返却する。

(確認を受けた計画の変更の申請)

第25条 確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物等の計画が変更(施行規則第3条の2に規定する軽微な変更を除く。)され、当法人に当該変更計画の確認の申請がなされた場合の確認の業務の実施方法は、第17条から前条までの規定を準用する。

(確認の記録)

第26条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の計画の建築基準関係規定ごとの適否、 確認業務の実施にあたり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主の回答、措置等を 遅滞なく記録するものとする。

第3節 中間検査

(中間検査の申請)

第27条 建築主は、施行規則第4条の8の規定による中間検査申請書(当該建築物の計画 に係る確認に要した図書等を含む。)に次に掲げる書類を添えて中間検査の申請を行う ものとする。

- (1) 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る直前の確認済証の写し
- (2) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の 写し
- (3) 当法人が中間検査において求めた書類等
- 2 当該工事中の建築物等の計画に係る確認を行った者が当法人である場合においては、 建築主は、前項第1号に規定する書面の提出を要しない。
- 3 当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者が当法人である場合においては、建築主は、第1項第2号に規定する書面の提出を要しない。

(中間検査の引受及び契約)

- 第28条 当法人は、前条第1項の申請があったときは、次に掲げる事項について審査して これを引き受ける。
 - (1) 申請のあった工事中の建築物等が当法人の対象建築物等に合致する建築物等であること。
 - (2) 工事監理者が当該工事中の建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (4) 第15条第3項の規定に該当するものでないこと。
- 2 当法人は、前項の規定において、中間検査申請関係図書に不備を認めたときは補正を 求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、中間検査申請関係図書 を建築主に返却する。
- 3 第1項の規定により申請を引き受けた場合には、当法人は、建築主に中間検査引受証 (施行規則別記第29号様式)及び引受承諾書(附属文書別記様式BCI-02)を交付する。 この場合、建築主と当法人は別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 4 建築主が、正当な理由なく、中間検査引受証に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、当法人は第1項の引受けを取り消すことができる。
- 5 当法人は、前4項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に中間検査を実施することが困難な場合には、中間検査の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

- 第29条 前条の業務約款には、少なくとも次に掲げる事項を盛り込むこととする。
 - (1) 建築主は、当法人が中間検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は建築工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
 - (2) 建築主は、当法人の請求があるときは、当法人の中間検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る工事中の建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確に当法人に提供しなければならない旨の規定

(中間検査の実施)

第30条 当法人は、中間検査を引き受けたときは、検査の対象となる工事が終了した日か

ら4日以内のあらかじめ定めた中間検査予定日(当法人又は建築主の都合により、中間 検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日)に、当該申請に係る工事 中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員又は副確認 検査員に実施させる。

- 2 確認検査員又は副確認検査員は、第 20 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる者が 建築主である建築物、同項第 1 号から第 5 号までに掲げる者が第 2 条第 7 号イから二ま でに掲げる業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務 の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、中間検査の業 務を行わない。
- 3 確認検査員又は副確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主に説明等を求めることとする。
- 4 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成 等の補助的な業務のみを行い、中間検査を行わない。

(中間検査の結果)

- 第31条 当法人は、建築主に対し、前条の検査の結果、特定工程に係る工事中の建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めたときにあっては中間検査合格証(施行規則別記第31号様式)を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあっては中間検査合格証を交付できない旨の通知書(施行規則別記第30号の2様式)を、それぞれ交付する。
- 2 前項に規定する中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付は、第27条第1項に規定する書類のうち提出があったもの1部を添えて行う。

(中間検査の申請の取り下げ)

- 第32条 建築主は、建築主の都合により、中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付前に中間検査の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届(附属文書別記様式BCI-07)を当法人に提出する。
- 2 当法人は、前項の届出があったときは、中間検査を中止し、提出された中間検査申請 関係図書を建築主に返却する。
- 3 当法人は、建築主事へ中間検査引受通知書(施行規則別記第30号様式)により中間検査引受を通知した後、第1項の取り下げ届の提出があったときは、遅滞なく中間検査引受を解除した旨の通知書(附属文書別記様式BCI-08)により建築主事に通知する。

(中間検査の記録)

第33条 確認検査員等は、申請のあった工事中の建築物等の中間検査における建築基準 関係規定ごとの適否、中間検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する 建築主の回答、措置等を遅滞なく記録するものとする。

第4節 完了検査

(完了検査の申請)

- 第34条 建築主は、施行規則第4条の規定による完了検査申請書(当該建築物の計画に係る確認に要した図書等を含む。)に次に掲げる書類を添えて完了検査の申請を行うものとする。
 - (1) 申請に係る建築物等の計画に係る直前の確認済証の写し
 - (2) 当該建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
 - (3) 当法人が完了検査において求めた書類等
- 2 当該建築物等の計画に係る確認を行った者が当法人である場合においては、建築主は、 前項第1号に規定する書面の提出を要しない。
- 3 当該建築物等の中間検査合格証の交付を行った者が当法人である場合においては、建築主は、第1項第2号に規定する書面の提出を要しない。
- 4 当該建築物の省エネ適判を行った者、設計住宅性能評価を行った者、建設住宅性能評価を行った者又は長期使用構造等の確認を行った者が当法人であり、建築主が同意する場合においては、当法人が保有する当該建築物の省エネ適判通知書、設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価に係る検査報告書若しくは長期使用構造等確認書又はその写し、及び省エネ適判、設計住宅性能評価又は長期使用構造等の確認に要した図書及び書類を施行規則第4条に規定する図書及び書類に代えることができる。

(完了検査の引受及び契約)

- **第35条** 当法人は、前条第1項の申請があったときは、次に掲げる事項について審査して これを引き受ける。
 - (1) 申請のあった当該建築物等が当法人の対象建築物等に合致する建築物等であること。
 - (2) 工事監理者が当該建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (4) 第15条第3項の規定に該当するものでないこと。
- 2 当法人は、前項の規定において、完了検査申請関係図書に不備を認めたときは補正を 求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、完了検査申請関係図書 を建築主に返却する。
- 3 第1項の規定により申請を引き受けた場合には、当法人は、建築主に完了検査引受証 (施行規則別記第22号様式)及び引受承諾書(附属文書別記様式BCI-02)を交付する。 この場合、建築主と当法人は別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 4 建築主が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、当法人は第1項の引受けを取り消すことができる。
- 5 当法人は、前4項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に完了検査を実施することが困難な場合には、完了検査の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

- 第36条 前条の業務約款には、少なくとも次に掲げる事項を盛り込むこととする。
 - (1) 建築主は、当法人が完了検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は建築工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力

しなければならない旨の規定

(2) 建築主は、当法人の請求があるときは、当法人の完了検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確に当法人に提供しなければならない旨の規定

(完了検査の実施)

- 第37条 当法人は、完了検査を引き受けたときは、工事が完了した日又は完了検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から7日以内のあらかじめ定めた完了検査予定日(当法人又は建築主の都合により、完了検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日)に、当該申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。
- 2 確認検査員又は副確認検査員は、第 20 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる者が 建築主である建築物、同項第 1 号から第 5 号までに掲げる者が第 2 条第 7 号イから二ま でに掲げる業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務 の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、完了検査の業 務を行わない。
- 3 確認検査員又は副確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主に説明、作動試験の実施等を求めることとする。
- 4 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成 等の補助的な業務のみを行い、完了検査を行わない。

(完了検査の結果)

- 第38条 当法人は、建築主に対し、前条の検査の結果、申請に係る建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めたときにあっては検査済証(施行規則別記第24号様式) を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあっては検査済証を交付できない旨の通知書(施行規則別記第23号の2様式)を、それぞれ交付する。
- 2 前項に規定する検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付は、第 34 条 第1項に規定する書類のうち提出があったもの1部を添えて行う。

(完了検査の申請の取り下げ)

- 第39条 建築主は、建築主の都合により、検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知 書の交付前に完了検査の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ 届(附属文書別記様式BCI-07)を当法人に提出する。
- 2 当法人は、前項の届出があったときは、完了検査を中止し、提出された完了検査申請 関係図書を建築主に返却する。
- 3 当法人は、建築主事へ完了検査引受通知書(施行規則別記第23号様式)により完了検査引受を通知した後、第1項の取り下げ届の提出があったときは、遅滞なく完了検査引受を解除した旨の通知書(附属文書別記様式BCI-09)により建築主事へ通知する。

(完了検査の記録)

第 40 条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の完了検査における建築基準関係規定

ごとの適否、完了検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主の 回答、措置等を遅滞なく記録するものとする。

第5節 仮使用認定

(仮使用認定の申請)

- 第41条 建築主は、施行規則第4条の16第2項で規定する仮使用認定申請書(施行規則 別記第34号様式)及び図書等に、次に掲げる書面を添えて仮使用認定の申請を行うもの とする。
 - (1) 申請に係る建築物等の計画に係る直前の確認済証の写し
 - (2) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
 - (3) 当法人が仮使用認定において求めた書類等
- 2 当該建築物等の計画に係る確認を行った者が当法人である場合においては、前項第1 号に規定する図書の提出を要しない。
- 3 当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者が当法人である場合においては、建築主は、第1項第2号に規定する書面の提出を要しない。

(仮使用認定の引受及び契約)

- 第42条 当法人は、前条の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
 - (1) 申請のあった工事中の建築物等が当法人の指定区分に合致する建築物等であること。
 - (2) 工事監理者が当該建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (4) 第15条第3項の規定に該当するものでないこと。
- 2 当法人は、前項の規定において、仮使用認定申請関係図書に不備を認めたときは補正 を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、仮使用認定申請関係 図書を建築主に返却する。
- 3 第1項により申請を引き受けた場合には、当法人は、建築主に引受承諾書(附属文書 別記様式BCI-02)を交付する。この場合、建築主と当法人は別に定める業務約款に基づ き契約を締結したものとする。
- 4 建築主が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、当法人は第1項の引受けを取り消すことができる。
- 5 当法人は、前4項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に仮使用認定を実施することが困難な場合には、仮使用認定の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第43条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主は、当法人が仮使用認定業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は建築工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- (2) 建築主は、当法人の請求があるときは、当法人の仮使用認定業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確に当法人に提供しなければならない旨の規定

(仮使用認定の実施)

- 第44条 当法人は、仮使用認定の申請を引き受けたのち速やかに、申請に係る計画が建築 基準法第7条の6第1項第2号の国土交通大臣が定める基準等を定める件(平成27年 国土交通省告示第247号。以下「基準告示」という。)第1に定める基準に適合している かどうかの審査を確認検査員又は副確認検査員に実施させるとともに、あらかじめ定め た仮使用認定の検査予定日(当法人又は建築主の都合により、仮使用認定の検査予定日 に検査が行えない場合は、別に協議して定める日)に、当該申請に係る建築物等が基準 告示第1に定める基準に適合するかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実 施させる。
- 2 確認検査員又は副確認検査員は、第 20 条第2項第1号から第4号まで各号に掲げる 者が建築主である建築物、同項第1号から第5号までに掲げる者が第2条第7号イから ニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の 業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、仮使用認 定の業務を行わない。
- 3 確認検査員又は副確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、仮使用認定申請関係 図書及び必要に応じて求める建築主の説明等をもって第1項の審査を行い、実地にて目 視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により第1項の検査を行う。
- 4 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備 審査又は検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、仮使用認定を行わない。

(消防長等への照会)

- 第45条 当法人は、前条第1項の審査又は検査の際、基準告示第1に定める基準のうち消防法第9条、第9条の2、第15条及び第17条に適合するかどうかを消防長等に照会する場合には、仮使用認定照会書(附属文書別記様式BCI-10)に建築主から提出された図書及び書類を添えて行う。
- **2** 前項の規定によらない場合には、当法人は事前に消防長等と協議し、合意を得られた 方法にて行う。

(仮使用認定の結果)

第46条 当法人は、建築主に対し、第44条の検査の結果、申請に係る建築物等が、基準告示第1に定める基準に適合することを認めたときにあっては仮使用認定通知書(施行規則別記第35号の3様式)を、基準告示第1に定める基準に適合しないと認めるときにあっては基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書(附属文書別記様式BCI-11)を、それぞれ交付する。

2 前項に規定する仮使用認定通知書又は基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付は、第41条第1項に規定する書類のうち提出があったもの1部を添えて行う。

(特定行政庁への仮使用認定報告書の提出)

第47条 当法人は、法第7条の6第3項の規定に基づき、特定行政庁に仮使用認定報告書を提出する場合には、施行規則別記第35号の4様式により行う。

(仮使用認定の申請の取り下げ)

- 第48条 建築主は、建築主の都合により、仮使用認定通知書又は基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付前に仮使用認定の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届(附属文書別記様式BCI-07)を当法人に提出する。
- 2 当法人は、前項の届出があったときは、仮使用認定を中止し、提出された仮使用認定 申請関係図書を建築主に返却する。

(仮使用認定の記録)

第49条 確認検査員等は、申請のあった工事中の建築物等の仮使用認定における基準告示第1に定める基準ごとの適否、仮使用認定業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主の回答、措置等を遅滞なく記録するものとする。

第4章 確認検査手数料等

(確認検査手数料の設定)

- 第50条 当法人は、確認検査の業務の実施にかかる手数料を確認検査手数料規程に定める。
- 2 手数料の増額又は減額を行う場合には、改定後の額とその理由、適用時期について、 事前にウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

(確認検査手数料の収納)

- 第51条 建築主は、確認検査手数料を銀行振込みにより納入するものとする。ただし、緊急を要する場合には別の収納方法によることができる。
- 2 前項の払込に要する費用は建築主の負担とする。
- **3** 当法人と建築主は、協議により、一括の納入等別の方法をとることができるものとする。
- 4 当法人は、類似する建築物等の確認、中間検査及び完了検査等確認検査の業務が効率 的に実施できる場合にあっては、実費を勘案して確認検査手数料を減額することができ るものとする。

(確認検査手数料の返還)

第52条 収納した確認検査手数料は返還しない。ただし、当法人の責に帰すべき事由により確認検査が実施できなかった場合には、建築主に返還する。

第5章 確認検査の業務の監視、改善方法

(苦情等の事務処理)

- 第53条 当法人は、確認検査の業務について当該業務に係る建築物等の建築主又は当該 業務の他の当事者から受けた業務に関する苦情に適切に対処する。
- 2 当法人は、法第 94 条第1項に規定する審査請求又は損害賠償請求が行われた場合に おいて、これに適切に対処する。
- 3 前2項の苦情、審査請求、損害賠償請求及びこれらに対して当法人がとった処置は、 遅滞なく記録するものとする。

(内部監査)

- 第54条 センター長は、確認検査業務の担当以外の役職員から監査員を任命し、適正な確認検査業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年1回、監査員に内部監査を実施させる。
- 2 内部監査においては次に掲げる事項を審査する。
 - (1) 法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、指針、その他関係法令への適合状況
 - (2) この規程への適合状況
 - (3) 第3条第2項に規定する確認検査業務実施方針への適合状況
 - (4) 確認検査業務管理体制の状況
 - (5) この規程の内容の見直しの必要性
- 3 監査された業務領域の責任者は、発見された不具合及びその原因を排除するための処置を講ずる。監査員はとられた処置の検証及び検証結果について確認検査業務管理責任者に報告するものとする。

(監視委員会による監査等)

- 第 54 条の2 当法人は、次の各号に掲げる者で委員を構成する監視委員会を設置するものとする。
 - (1) 弁護士会の推薦する者
 - (2) 消費者団体の推薦する者
 - (3) 建築物の計画及び意匠に関する学識者
 - (4) 建築物の構造に関する学識者
 - (5) 建築設備に関する学識者
 - (6) 当法人の監事
- 2 監視委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 確認検査業務規程の審議
 - (2) 当法人から提出された理事会の議事録の確認
 - (3) 当法人が行った確認検査の業務に関する技術的検査を行わせる第三者の指名
 - (4) 前号の規定による指名を受けた者が行った技術的検査の結果の確認
 - (5) 係争事件に係る監査

- (6) その他確認検査の業務の公正かつ適確な実施のために必要な監査等
- 3 前項第3号の規定により監視委員会が指名した者は、当法人が行った確認検査の業務 に関する技術的検査を行い、その結果を監視委員会に報告するものとする。
- 4 監視委員会は、毎年1回以上第2項各号に掲げる業務を行い、当該業務の終了後30日 以内に指定確認検査機関の指定をした者に報告しなければならないものとする。
- 5 当法人は、前項の規定による報告において指定確認検査機関の指定をした者より改善 の指摘を受けたときは、当該指摘事項の改善のために必要な措置を講じるものとする。

(不適格案件の管理)

- 第55条 当法人は、不適格案件(建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを 決定できない案件について、誤って確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認 定通知書を交付したものをいい、法第6条の2第6項又は法第7条の6第4項に規定す る通知を受けた案件を含む。以下同じ。)が発生した場合について適切な処理を確実に実 施する。
- 2 当法人は、確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を交付したあ とに不適格案件であることが確認されたときは、速やかに建築主、国土交通大臣及び特 定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。
- 3 確認検査業務管理責任者は、不適格案件について、案件の概要、不適格の内容、とられた措置の内容等に関して、記録する。

(再発防止措置)

- 第 56 条 確認検査業務管理責任者は、不適格案件の発生その他により確認検査業務管理 体制に不適切な内容が発見されたときには、不適格案件の再発防止等のため、不適格案 件発生の原因を除去するための処置(以下「再発防止措置」という。)をとる。再発防止 措置は発見された不適格案件の影響に見合ったものとする。
- 2 確認検査業務管理責任者は、次に掲げる再発防止措置に関する事項を行う。
 - (1) 不適格案件の内容確認
 - (2) 不適格案件発生の原因の特定
 - (3) 不適格案件が再発しないことを確実にするための処置の必要性の評価
 - (4) 必要な措置の決定及び実施
 - (5) 実施した処置の結果の記録
 - (6) 是正処置において実施した活動の評価

第6章 電子申請の実施に関し必要な事項

(電子申請による申請等)

- **第57条** 建築主は、次に掲げる申請について、あらかじめ当法人と協議した上で当法人が 指定する方法で、電子申請にて行うことができる。
 - (1) 第17条第1項の確認の申請
 - (2) 第27条第1項の中間検査の申請
 - (3) 第34条第1項の完了検査の申請
 - (4) 第41条第1項の仮使用認定の申請

- 2 前項の規定により電子申請が行われた場合において、当法人は、第23条第2項、第31条第2項、第38条第2項及び第46条第2項における申請書の副本の添付について、あらかじめ建築主と協議した上で当法人が指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。ただし、次の事項については、書面で交付する。
 - (1) 第23条第1項の確認済証、第31条第1項の中間検査合格証、第38条第1項の検 査済証及び第46条第1項の仮使用認定通知書の交付
 - (2) 第 18 条第 3 項、第 28 条第 3 項、第 35 条第 3 項及び第 42 条第 3 項の引受承諾書の 交付
 - (3) 第28条第3項の中間検査引受証及び第35条第3項の完了検査引受証の交付
 - (4) 第 23 条第1項の施行規則別記第 15 号の2様式による通知書及び施行規則別記第 15 号の3様式による通知書の交付
 - (5) 第 31 条第 1 項の施行規則別記第 30 号の 2 様式による中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付
 - (6) 第 38 条第1項の施行規則別記第 23 号の2様式による検査済証を交付できない旨 の通知書の交付
 - (7) 第46条第1項の適合しないと認める旨の通知書の交付
- 3 第1項第1号の規定により電子申請が行われた場合において、第21条第1項の消防 長等の同意を求める場合又は同条第3項の消防長等に対して通知を行う場合は、当法人 は、建築主から提出された電磁的記録を紙面に印刷し、これを添えて行う。ただし、あ らかじめ当法人と消防長等が協議した上で、電子情報処理組織にて行うことができる場 合には、この限りではい。
- 4 第1項第1号の規定により電子申請が行われた場合において、当法人は、第21条第2項の消防長等に対して通知を行う場合又は第45条第1項の消防長等に対して照会を行う場合は、あらかじめ消防長等と協議した上で、第22条第1項の保健所長に対して通知を行う場合は、保健所長と協議した上で、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
- 5 第1項の規定により行われた同項第1号から第4号までの電子申請に対して、それぞれ第18条第2項、第28条第2項、第35条第2項及び第42条第2項の規定により引き受けできない場合において、当法人は、建築主から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、返却に代えることができる。
- 6 第1項の規定により行われた同項第1号から第4号までの電子申請に対して、それぞれ第24条第1項、第32条第1項、第39条第1項及び第48条第1項の取り下げ届を提出する場合は、建築主は、あらかじめ当法人と協議した上で当法人の指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。この場合において、当法人は、建築主から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、それぞれ第24条第2項、第32条第2項、第39条第2項及び第48条第2項に規定する返却に代えることができる。
- 7 法令等の規定により署名等をすることが規定されているものを第1項、第3項、第4 項及び前項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等につい ては、申請データに氏名又は名称を記録する措置により代えることができる。
- 8 電子情報処理組織による申請があった場合、申請に係る電磁的記録が当法人の使用に 係る電子計算機に備えられたファイルへ記録がされた時に当法人に到達したものとみ なす。

- 9 申請に係る電磁的記録が当法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録 ができる時間は、24 時間 365 日とする。ただし、当法人の使用に係る電子計算機が保守 等により記録ができない時間を除く。
- 10 電子情報処理組織により申請が行われた場合においては、当該電磁的記録の提出をもって、書面で申請する場合に必要とする部数の提出があったものとみなす。

(電子情報処理組織による業務の実施)

第 58 条 当法人は、電子情報処理組織による業務の実施方法等に係る措置について別に 定める。

(確認検査業務に関する電磁的記録の管理)

- **第59条** 当法人は、電子申請に係る必要事項を別に定めるものとし、これをあらかじめ建築主に周知するものとする。
- 2 当法人は、第 57 条第1項第1号から第4号までにより申請された電磁的記録を第8 条の3に基づき保存する場合においては、当該電磁的記録がそれぞれ第 23 条第1項による確認済証、第 31 条第1項による中間検査合格証、第 38 条第1項による検査済証及び第 46 条第1項による仮使用認定通知書を交付した日と同じ状態にあることを第8条の3に定める保存期間内を通じて確認することができる状態で保存するものとし、滅失を防止する対策を講じなければならない。

(確認検査業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め)

第60条 当法人は、第57条第1項による電子申請を行わせる場合、第8条の2に規定する定めとともに、確認検査業務に関する電磁的記録の管理について別に定めるものとする。

(電子情報管理者の設置)

第61条 当法人は、電子情報処理組織にて業務を行う場合、電子情報の保護管理の責任者として、電子情報管理者1名を置く。

(情報セキュリティ責任者の設置)

第62条 当法人は、電子情報処理組織にて業務を行う場合、情報セキュリティ対策の責任 者として、情報セキュリティ責任者1名を置く。

第7章 その他確認検査の業務の実施に関し必要な事項

(書類の備置及び閲覧)

- 第63条 当法人は、法第77条の29の2の規定に基づく書類の閲覧の求めに適切に対応するため、必要な設備及び体制を整備する。
- **2** 閲覧させる書類は、法第77条の29の2各号に掲げるものとする。
- 3 センター長は、前2項に定めるもののほか、第1項の閲覧に関する事項を別に定め、 確認検査の業務を行う事務所における備え付け、メール等での提供その他の適当な方法

により公開する。

(事前相談)

第 64 条 当法人に確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定を申請しようとする建築主は、申請に先立ち、当法人に事前に相談をすることができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第65条 当法人は、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付、電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講じ、その処置について別に定める。

(秘密の保持)

第66条 当法人の役員及び職員並びにこれらの職であった者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(図書が円滑に引渡しされるための措置)

- 第67条 当法人は、確認検査の業務の全部を廃止しようとするときは、法第77条の34第 1項の規定に基づく届出の前に、次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 指定機関省令第31条第1項の規定により引き継ぐべきすべての書類の存否を確認すること。
 - (2) 特定行政庁ごとに、前号に規定する書類を分類し、保存すること。
 - (3) 第1号に規定する書類の特定行政庁ごとの一覧表を作成し、当該特定行政庁に提出すること。
 - (4) 第1号に規定する書類の特定行政庁別の件数及び存否状況並びに第2号の分類及 び保存が完了したことを国土交通大臣等に報告すること。なお、紛失があった場合は 国土交通大臣等の指示に従い、書類の回復に代わる措置(建築主からの副本の借り受 け、及び複写等)を講じること。
- 2 前項に定めるもののほか、当法人は、指定機関省令第31条第1項の規定に基づく書類 の引継ぎを行うこととなった場合に、円滑に引渡しを行うことができるよう、あらかじ め必要な措置を講じる。

(附則)

- この規程は、1999年10月4日より施行する。
- この規程は、2000年11月1日変更し、同日より施行する。
- この規程は、2003年3月31日変更し、同年4月1日より施行する。
- この規程は、2003年5月16日変更し、同日より施行する。
- この規程は、2003年10月1日変更し、同日より施行する。
- この規程は、2004年10月1日変更し、同日より施行する。
- この規程は、2008年6月19日変更し、同日より施行する。
- この規程は、2010年2月15日変更し、同日より施行する。
- この規程は、2012年2月9日変更し、同年4月1日より施行する。
- この規程は、2012年11月14日変更し、同日より施行する。
- この規程は、2013年2月26日変更し、同日より施行する。
- この規程は、2013年6月25日変更し、同日より施行する。
- この規程は、2015年6月1日変更し、同日より施行する。
- この規程は、2015年11月25日変更し、同日より施行する。
- この規程は、2017年3月2日変更し、同年4月1日より施行する。
- この規程は、2017年12月26日変更し、同日より施行する。
- この規程は、2022年12月1日変更し、同日より施行する。
- この規程は、2024年4月15日変更し、同日より施行する。
- この規程は、2025年4月1日変更し、同日より施行する。

附属文書

この規程の各条文で定める様式は、以下の表に掲げるものとする。

関係条文	様式の名称	識別番号
第12条第2項	身分証の様式	様式BCI-01
第18条第3項	引受承諾書	様式BCI-02
第21条第1項	法第93条第1項の規定による消防同意依頼書	様式BCI-03
第21条第2項	法第93条第4項の規定による通知書	様式BCI-04
第21条第3項	消防長等に対する通知書	様式BCI-04-2
第22条	法第93条第5項の規定による通知書(屎尿浄化槽の場合)	様式BCI-05
第22条	法第93条第5項の規定による通知書(特定建築物の場合)	様式BCI-06
第25条第1項 第33条第1項 第40条第1項	取り下げ届	様式BCI-07
第33条第3項	中間検査引受を解除した旨の通知	様式BCI-08
第40条第3項	完了検査引受を解除した旨の通知	様式BCI-09
第45条	建築基準法第7条の6第1項に基づく仮使用認定に係る 照会書	様式BCI-10
第46条第1項	平成27年国土交通省告示第247号第1に定める基準に適合 しないと認める旨の通知書	様式BCI-11

別紙 (確認検査対象建築物等)

指定機関省令第 15 条第 1 号から第 8 号の 2 及び第 13 号から第 14 号の 2 に該当するもののうち、以下の 1 から 4 に掲げるものを確認検査対象とする。ただし、当法人が確認済証を交付した建築物等の敷地内にあっては、これら以外のものを確認検査対象とすることができる。

- 1. 次の各号に掲げる国土交通大臣の認定を受けて新設される建築物及び工作物
 - (1) 法第68条の25の規定に基づく構造方法等の認定(法第20条第1項第1号(同条同項第2号ロ、第3号ロ及び第4号ロに掲げる場合を含む。)、法第21条第1項、法第27条第1項、令第108条の4第1項第2号及び同条第4項、令第112条第3項、令第128条の7、令第129条第1項並びに令第129条の2第1項に規定するものに限る。)を受けて新設される建築物(当該建築物の計画に含まれる建築基準法施行令第146条第1項に掲げる建築設備を含む。以下同じ。)
 - (2) 法第88条第1項において準用される法第68条の25の規定に基づく構造方法等の認定(令第139条第1項第3号及び第4号ロ(令第140条第2項及び令第141条第2項に掲げる場合を含む。)に規定するものに限る。)を受けて築造される令第138条第1項に掲げる工作物(新たに築造されるものに限る。以下「工作物」という。)
 - (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第23条第1項の規定に基づく特殊の構造又は設備を用いる建築物等の認定を受けて新設される建築物
- 2. 次の各号に掲げる新設される建築物及び工作物
 - (1) 高さが 31mを超える建築物
 - (2) 延べ面積が300㎡を超える建築物
 - (3) 建築技術安全審査を受けた建築物及び工作物
 - (4) 建築防災計画評定を受けた建築物
 - (5) 令第 128 条の7に規定する「区画避難安全検証法」、令第 129 条に規定する「階避難安全検証法」及び令第 129 条の2 に規定する「全館避難安全検証法」により設計された建築物
 - (6) 令第108条の4に規定する「耐火性能検証法」により設計された建築物
 - (7) 令第82条の5に規定する「限界耐力計算」により設計された建築物
 - (8) 令第80条の2の規定に基づき国土交通大臣が定める安全上必要な技術的基準(平成12年建設省告示第2009号、平成14年国土交通省告示(以下「国交告」という。)第463号、平成14年国交告第464号及び平成14年国交告第666号に限る。)に従った構造の建築物
- 3. 前2項に掲げる建築物及び工作物と同一敷地内にある建築物及び工作物、同一の建築 主又は築造主で用途上関連がある建築物及び工作物並びに前2項に掲げる建築物及び 工作物と隣接又は近接する敷地内にあり、一体的に計画される建築物及び工作物
- 4. 前3項に掲げる工作物に設けられる建築物及び昇降機その他の建築設備
- (附則) 建築物の高さは令第2条第1項第6号に規定する高さによる。